

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。 期間雇用社員・パート労働者の皆様の希望を全員の正社員化を。 めげば、均等待遇、なげんご差別。 ユニオンは労契法裁判に勝利したぞ！

たたかい勝ち取る春闘へ

未来

郵政各社で働く全社員の労働条件の改善と 物価高騰に伴う生活苦に応える大幅賃上げを

全労連・全労協が経団連前で行動



郵政産業ユニオン
PIWU
全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 4427
24年3月1日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

おはようございます。
24春闘では、財界団体、政府がそろって「昨年を上回る賃上げ」を掲げています。

経団連は、1月16日に「経営労働政策特別委員会報告」（経労委報告）の2024年版を発表しました。

報告では、「2023年は『構造的な賃金引上げ』の実現に向けた起点・転換の年となった。しかし、これに満足することなく、今年の春季労使交渉にあたっては、昨年以上の熱



1月12日 経団連前

1月12日 全労連・国民春闘共闘

量と決意をもって物価上昇に負けない賃金引上げを目指すことが経団連・企業の社会的責務と考えている。わが国がデフレから完全脱却できるラストチャンスが巡ってきているとの認識を社会全体で共有して取り組んでいかなければならない」という時代認識を表明しています。

一方、「物価上昇に負けない賃金引上げを目指すことが経団連・企業の社会的責務」としながら、「物価動向との比較検討にあたっては、『賃金引上げ率（制度昇給＋ベースアップ）』を用いるなど、多面的な見方も必要である」としています。

しかし昇給分を含めた比較では物価を上回るベースアップが担保できず、生活向上につながるとは言えません。「成長と分配の好循環」を創り上げるというのならば、3%以上のベースアップを呼びかけ、実質賃金の反転と中期的な向上をめざすべきです。

さらに報告では、「構造的な賃金引き上げ」に不可欠な生産性の改善・向上のために必要とされる



2月15日 全労協・けんり春闘

たたかいは実る!!
会計年度任用職員に
勤勉手当を支給!!

昨年4月、国会で地方自治法が改正され、私たち県の会計年度任用職員（非正規社員）にも勤勉手当が支給可能となりましたが、これを受けて長崎でも春闘・秋闘で交渉した結果、手当が支給されるようになりました。

（週29時間勤務の行政職の場合319,184円支給）

今回解決出来たのは、私たち自身が精いっぱい闘ったこともありすが、郵政職場で行われていた20条裁判の解決が大きく影響したのだと思っています。

「賃上げ」を名目とした、生産性の向上という名の労働強化を受け入れることはできません。財界団体、政府からの「おこぼれ」を待つだけでは私たちの生活は改善しません。労働者・労働組合のたたかいで、物価上昇を超える賃上げ、労働条件の改善を勝ち取らなければなりません。

（中央闘争ニュース2号より転載）

（郵政ユニオン長崎を支える会 会員より報告）

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎の
ホームページはこちら

